

資産のある会社 業績の良い会社ほど要注意!!

相続対策のためにも知つておきたい

「自社株評価」の計算方法

TOMAコンサルタンツグループ 大坪浩之



中小企業オーナーにとって重い負担となつてのしかかつてくる相続税。会社を次世代にスマーズにバトンタッチしていくには、少ない負担で自社株を後継者に移転しておくことが重要になつてきます。そのためにはまず自社の評価額を知り、もし高額になる場合は評価額を下げるための施策を講じる必要があります。ここでは、経理担当として知つておきたい自社株評価の方法を解説します。

そもそも「自社株評価」とはどのようなものでしょうか？上場株式であれば市場において取引されるため、その市場価格が明らかになつていますが、少數の株主グループで構成されている同族会社の株式はめつたに売買されず、もし売買されるとしても、それは特定の当事者間または特別の事情などで売買されるため、上場株式のような市場価格が存在しません。

そこで、このような市場価格のない株式の評価上の区分とその評価方法の判定をフローチャートにまとめまし

たので参考にしてください(94ページ)。

細かい内容はともかくとして、ひと口に「自社株評価」といっても、その評価額は一つではなく、「会社規模並びに会社の資産の保有状況」などにより、何通りがあることがお分かりいただけるかと思います。

「自社株評価」は 会社のバトンタッチに必要

ではなぜ「自社株評価」が必要なのでしょうか? 「自社株評価」の対象となる同族会社は、一般的にオーナーである同族株主がそのまま事業経営を行なっている場合が多く、それは経営者が事業の経営権だけでなく、株式の所有権も後継者に引き継がなければならぬという課題を抱えていることを意味しています。この経営権と株式の所有権の承継を総称して事業承継とい

います。

もしオーナー株主に相続が発生した場合には、その保有する株式が相続財産となるため、後継者に思わぬ相続税負担が生じる可能性があります。円滑に事業承継を行なうためには、後継者の育成はもちろんのこと、自社株対策も欠かせないのです。

そのためにはまず、現在の自社株式の価値を把握するため「自社株評価」を行ない、その上で今後の業績計画や設備投資計画などといった将来予測を加味して、最も効果的な自社株対策を実施することが大切です。

平成27年1月1日以後の相続から、相続税の基礎控除が「50000万円+1000万円×法定相続人人数」から「30000万円+600万円×法定相続人人数」へ改正される案が検討されています。

もしこの改正が行なわれれば、多くの方が相続税という課題に直面することになり、今まで以上に自社株対

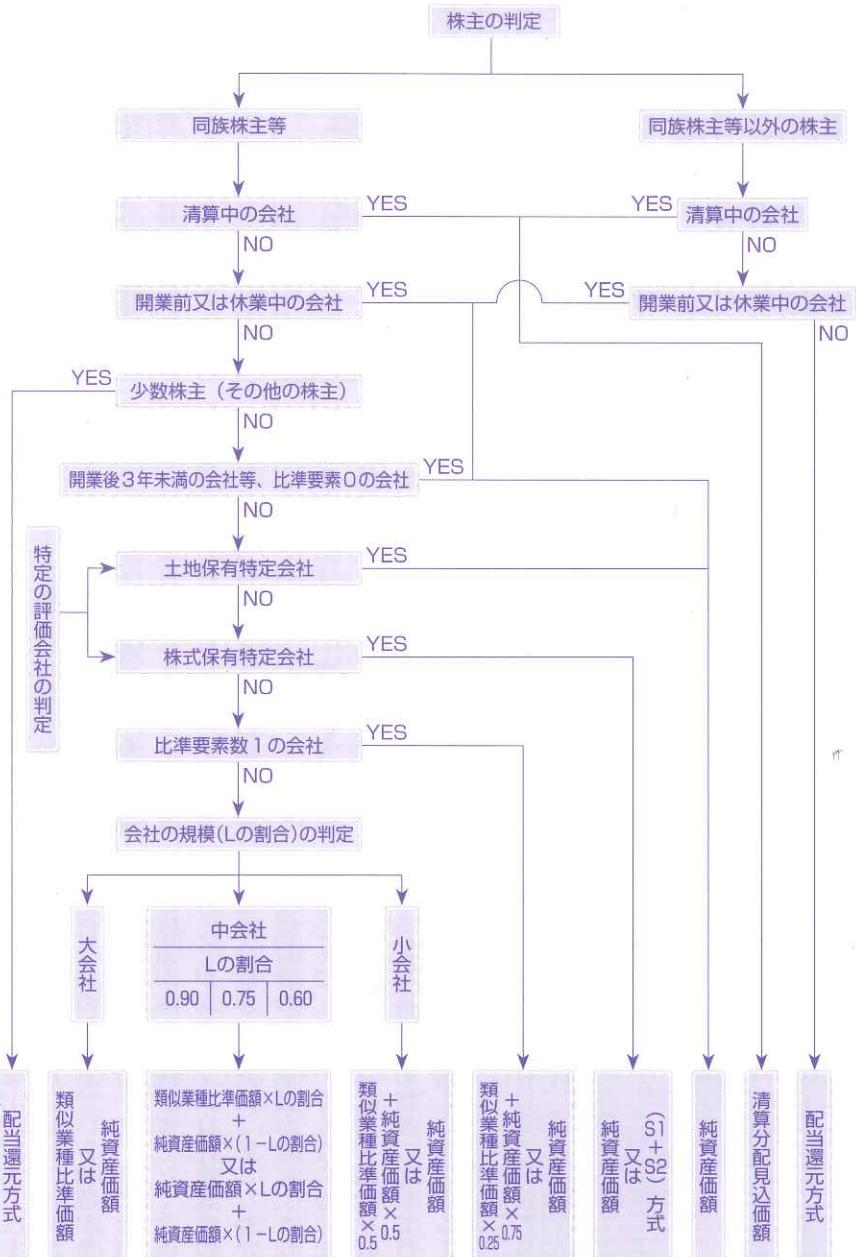
る可能性があります。

例えば出資額で引き継げると考えていた自社株の価値が、いざ相続が発生した時点ではその何十倍、時には何百倍の価値がある相続財産として評価されることができます。自社株式そのものは換金性がないため、そうなった際の納税資金の負担感は非常に大きなものになるでしょう。そうならないためにも、定期的に「自社株評価」を行ない、会社や後継者の将来にとって最も効果的な対策を前倒しで実行することが大切なのです。

相続税の改正で今まで以上に 自社株対策が重要になる

「自社株評価」の必要性でも触れましたが、「自社株評価」に無頓着だと円滑に事業承継を行なうことが難しくなることになり、今まで以上に自社株対

取引相場のない株式の評価上の区分と評価方式の判定



「大蔵財務協会『図解財産評価』」より抜粋

策をすることが大切になるでしょう。

業績が良くない会社は
「自社株評価」も高くない?

業績が良くない会社は自社株の評価も低いため、そもそもその評価も対策も必要ないのでしょうか? 答えはNOです。

「取引相場のない株式の評価上の区分と評価方法の判定」によると、取引相場のない株式の評価方法の一つとして、「純資産額」という方法があります。ここでいう純資産は帳簿価格ではなく、そこでいう純資産は「自社株評価」の区分では「大会社」に区分され、この「大会社」に該当すると「類似業種比準価額」により「自社株評価」を行なうことができます。一般的に、「純資産額」による評価よりも「類似業種比準価額」による評価の方が評価額が低くなる傾向がありますが、三期連続で赤字の会社など一定の要素を満たす場合には、たとえ会社規模が「大会社」でも「純資産額」により評価しなければなりません。そのため業績が良くない会社は自社株評価」も高くなります。

また同じく取引相場のない株式の評価方法には、類似業種と自社の配当・利益・純資産の比率などを基に計算する「類似業種比準価額」という方法があります。「自社株評価」では会社規模が大きくなるにつれ「純資産額」による評価割合より、この「類似業種比準価額」による評価割合が高くなりますが。

例えばサービス業で売上高20億円以上の会社は「自社株評価」の区分では「大会社」に区分され、この「大会社」に該当すると「類似業種比準価額」により「自社株評価」を行なうことができます。長期的な視点から、以下の六つをご紹介したいと思います。

いろいろあります
「自社株評価」を下げる法

でも、高めの「自社株評価」とあることがあります。

「自社株評価」を下げる方法にはいろいろなものが考えられるますが、ここではその方法として、短期的・中期的に長期間的な視点から、以下の六つを紹介したいと思います。

① 役員退職金を支給して株価を下げ

る (短期対策)

役員退職金を支払うことにより、株式の評価額を下げることができます。前にも触れましたが、取引相場のない株式の評価には大きく分けて「純資産額」と「類似業種比準価額」の二通りの方法がありますが、役員退職金を支払うことにより、会社の内部留保が

減少し「純資産価額」による評価額を下げる事ができるからです。

また「類似業種比準価額」は、過去2年分の利益、配当、純資産のいずれかを下げることにより、その評価額を下げることができます。役員退職金を支払うことにより、その決算期の利益は大幅に減少し、純資産も少なくなるため、「類似業種比準価額」についても、その評価要素のうち2項目を一度に下げることができます。

(2) 従業員持株会制度の導入（短期対策）

同族会社のオーナーにとって、自社株式は評価額は高いものの、換金性が乏しいため、相続税対策に頭を悩ませることが少なくありません。そこで従業員持株会制度を導入し、従業員持株会に自社株式を譲渡することにより、自己所有の株数を減少させ、相続税評価額を下げることができます。

オーナー株主にとつては価値がある自社株式も、少数株主である従業員にとってはそれほど価値があるものではないため、低い評価額で譲渡することができるのです。この場合、従業員に譲渡する株式は、企業支配に影響を与えないよう配当優先の完全無議決権株式とし、これを従業員持株会を通じて譲渡することにします。業績の向上に応じて、高配当を行なうことにより、従業員のモチベーションアップも期待できるでしょう。

(3) 自社株式の後継者への贈与または譲渡、相続時精算課税制度の活用（中期対策）

自社株式の値上がりが見込まれる場合には、早めに贈与や譲渡により、後継者にオーナー保有の株式を異動することも検討すべきです。この場合、贈与の自社の株式が高騰している場合には、その自社の株式を持株会社の株式に転換することにより、場合によっては評価を下げる事も可能です。ただし、

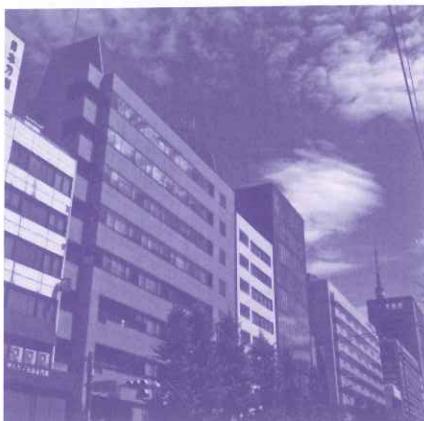
式の譲渡所得が一律20%の分離課税であることを利用することが大切です。また、相続時精算課税制度を活用することにより、それ以降の自社株式の価値の増加による相続税負担を軽減することができます。

(4) 臨時配当の実施（中期対策）

「類似業種比準価額」の算定要素の一つである一株当たりの配当金額を計算する際には、通常の配当だけがその対象となるため、配当率を下げるにより経常的な配当を低めに抑え、業績の良い時には臨時的な記念配当や特別配当を実施することも「自社株評価」を下げるのに効果的です。

(5) 持株会社の設立（長期対策）

自社の株価が高騰している場合には、その自社の株式を持株会社の株式に転換することにより、場合によっては評価を下げる事も可能です。ただし、



総資産に占める株式保有割合25%以上（小・中会社については50%以上）の「株式保有特定会社」に該当しないようになるなど、一定の注意が必要となります。なお持株会社の設立は、後継者の育成や、分散した株式の整理、複数の同族会社を保有している場合のグループ化による事業の効率化や競争力の確保などにも効果を發揮する場合があります。

⑥ 相続税の納稅猶予制度を活用する (長期対策)

平成21年の税制改正で創設された「取引相場のない株式等に係る相続税の納稅猶予制度」を活用することも方法の一つです。経済産業大臣の認定を受けなければならぬ点や、この特例を受けた株式をずっと継続保有しなければならない点など、そのハーダルは決して低くはないですが、後継者である親族が一人に決まっている場合などにはとても有効な方法です。



効果的な自社株対策を進めるためには何よりも計画が重要です。「自社株評価」を下げる方法として、短期的・中期的・長期的な方法をご紹介しまし
たが、実務的にはこれらの方針を組み合わせることによって最大の効果を求めるケースが多いようです。
経営者や経理担当者の皆様は、ます

は「自社株評価」の重要性を理解し、将来に渡って安定した経営を行なうためにも、是非、計画的に最も効果的な自社株対策を行なつて下さい。自社株対策は決して後回しにして良い経営課題ではありません。



● おおつぼ　ひろゆき

1974年千葉県生まれ。学習院大学法学科卒業。現在、TOMAコンサルタンツグループの財務コンサルタントとして、多くの顧問先の経営改善指導・各種コンサルティングサービスで活躍。中小企業の経営アドバイザーとして広く貢献中。事務所HP <http://www.tonaco.jp/> 「近況」最近はサッカーのヨーロッパ選手権のTV観戦のため、睡眠不足の日々が続いています。7月末からはロンドンオリンピックが始まるので、しばらくはこの状態が続きそうです。オリンピックでは、女子サッカーのなでしこジャパンと、水泳の北島康介選手の活躍に期待しています。